

いつもお世話になっております。本メールは、2週間に1回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ T O P I C

◆◆ 気になる統計の動き—日本語教育が必要な児童生徒の受入れ状況

◆◆ 今週のひとこと

■ 雨を楽しむ

6月、雨の季節です。気象庁の梅雨予想を見ると、今年も6月中旬には梅雨入りになるとのことです。

梅雨の前半（5月下旬～6月中旬）は雨が弱く、後半（6月下旬～7月中旬）は強くなります。気象の世界では、関東では前半は陰性梅雨が多く、後半は陽性梅雨がみられるようになるというそうですが、身近な言葉でいうと、前半は「しとしと」、後半は「ザーザー」という感じでしょうか？たしかに、5月下旬、しとしと雨の中のビヨウヤナギはきれいでした。

ところが、今年の6月3日には、早くも台風が日本列島に接近するとの予想が出ています。6月の台風の上陸回数は、過去25年間で3回しかないということですから、6月早々台風が暴風域を伴って接近するのは異例の早さといえます。台風となると「どしゃ降り」どころか、滝のように「ゴーゴー」と降るのではないのでしょうか？

文系思考のため曖昧な言葉でしか雨を理解できていませんが、気象庁のホームページに「雨の強さと降り方」が数量的に、1時間雨量で示されているものを見つけました。

—「ゴーゴー」：50mm以上～80mm未満

—「どしゃ降り」：20mm以上～30mm未満

—「ザーザー」：10mm以上～20mm未満

「しとしと」は載っていませんが、傘がなくてもしばらくは耐えられるレベルなら0.5mm程度、大半の人が傘を差すレベルなら1.0mm程度だそうです。台風などの大雨には十分な警戒が必要ですが、安全な日々の雨降りであれば、今年は少し視点を変えて、雨を数量的に楽しんでみようかと思っています。

<参考>

https://tenki.jp/forecaster/r_fukutomi/2026/05/21/39002.html

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/yougo_hp/amehyo.html

☆

☆

◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

■ 1 4月の有効求人倍率は1.18倍、失業率は2.5%／厚労省・総務省

厚生労働省は、5月29日、4月分のハローワークにおける求人・求職状況を公表しました。これによりますと、有効求人倍率（季節調整値）は1.18倍で前月と同水準、新規求人倍率（季節調整値）は2.11倍で前月に比べて0.04ポイント低下となりました。

また、総務省も、同日、「労働力調査」（基本集計・速報）の4月分を公表しました。完全失業率（季節調整値）は2.5%で前月に比べて0.2ポイント低下となりました。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73416.html

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/tsuki/index.html>

■ 2 同一労働同一賃金の改正ガイドライン、10月1日から施行／厚労省

厚生労働省は、4月28日、官報においてパート・有期労働法に基づく指針（いわゆる同一労働同一賃金ガイドライン）の改正を公布し、10月1日から施行するとしました。今回のガイドラインの改正は、パートタイム労働者、有期契約労働者の待遇に関する一連の最高裁判決を踏まえ、現行のガイドラインには記載がない退職手当、家族手当、住宅手当、無事故手当、夏季休暇・冬期休暇の項目を新設するとともに、病気休暇についてはすでにある項目に記述の追加を、また賞与については注書きの追加をそれぞれ行うものです。詳細は本メルマガ2025年12月1日付けNO.179を参照してください。

<詳しくは>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

■ 3 モデル労働条件通知書を改正／厚労省

厚生労働省は、4月28日、パート・有期労働法に基づく省令の改正を公布し、その中で従来の明示事項に加え、「待遇の相違等に関する説明を求めることができる旨」の改正を行い、10月1日から施行するとしました。そして、同省局長通達「『労働条件通知書等の普及促進について』の一部改正について」（令和8年4月30日基発0430第1号）を発出し、モデル労働条件通知書を改定することとしましたので、注意が必要です。

<詳しくは>

局長通達の別添資料

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0090.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0091.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0092.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0093.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0094.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0095.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T260501K0096.pdf>

■ 4 ものづくり白書を公表／政府

政府は、5月29日、「令和7年度ものづくり基盤技術の振興施策」（「ものづくり白書」ともいいます。）を閣議決定し、国会に報告しました。「ものづくり白書」は、ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づく年次報告書で、経済産業省・厚生労働省・文部科学省の3省が共同で作成しています。厚生労働省担当の「第1部 第2章」では、ものづくり人材の雇用と就業動向、リスクリングを含む能力開発の現状、ものづくり企業における人材確保及び定着並びに技能継承について報告しています。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/newpage_00229.html

■ 5 技能継承がうまくいっていない企業は7割／JIL

（独法）労働政策研究・研修機構は、5月27日、「ものづくり産業における人材確保・定着と技能継承に関する調査」の結果を公表しました。この調査は、製造業で従業員30人以上の企業20,000社に対して行われたもの（回収率21.7%）です。これによりますと、技能継承が会社としてうまくいっているかについて、「うまくいっている」（1.9%）と「やや

うまくいっている」(31.4%)を合わせた<うまくいっている企業>の割合は33.3%で、「あまりうまくいっていない」(55.6%)、「うまくいっていない」(10.0%)を合わせた<うまくいっていない>とする企業が65.6%となっています。また、<うまくいっていない>とする企業(n=2,797)に対してその理由を尋ねたところ、「若年従業員を十分に確保できていないから」(62.5%)、「時間的な余裕がないから」(50.0%)、「指導者と指導を受ける側とのコミュニケーションが不足しているから」(27.3%)、「技能継承を受ける側の人材に新しい技能や知識を身につけようとする意欲が低いから」(26.9%)、「指導者を確保できていないから」(26.2%)などが挙げられています。

<詳しくは>

<https://www.jil.go.jp/press/documents/20260527.pdf>

■ 6 今月は「外国人雇用啓発月間」です／厚労省

厚生労働省は、5月28日、同省ホームページにおいて、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、「ともに働き、ともに支える社会へ ～外国人雇用はルールを守って適正に～」を今年の標語に、適正な外国人雇用に関する積極的な周知・啓発活動を行うことを公表しました。

<詳しくは>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72793.html

■ 7 登録日本語教員ら外部人材の積極活用を提言／文科省

文部科学省は、5月25日、「外国人児童生徒等の教育の充実に関する有識者会議」に報告書案を提示しました。同報告書案では、増加する外国人児童生徒等が将来日本社会の一員として生活を営むことができるよう必要な環境整備を行うことは日本社会にとって極めて重要な基盤的投資と言え、小・中・高等学校段階での①指導内容の充実、②指導体制の確保、③教師の養成等について取り上げ、②③において国家資格である「登録日本語教員」の保持者ら外部の専門人材の積極的な活用や教員養成の段階からの研修の実施などを盛り込んでいます。

<詳しくは>

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/196/siryo/1418919_00012.html

■ 8 派遣社員に求められる AI 活用スキルの急増を予測／民間調査

(一社) 日本人材派遣協会は、5月18日、「派遣会社における生成AIの事業影響と活用実態に関する調査」の結果を公表しました。この調査は同協会会員企業等924社に実施し、141社から回答を得たものです。これによりますと、生成AIの事業への影響については、「ほとんど影響していない」とする企業が48.9%で、需要への影響は限定的としています。しかし、一方で派遣社員に生成AI活用スキルが求められる度合いを聞くと、「求められる」と「ある程度求められる」の合計が、現状では15.6%であるものの、3年後の予測では71.7%へ高まり、データ入力や一般事務などの定型業務における需要減少、IT・エンジニアでは需要増、専門事務では需要維持の見方が多いことが示されています。

<詳しくは>

<https://www.jassa.or.jp/information/6453/>

☆—————☆

◆◆ 気になる統計の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「統計の動き」として、日本語教育が必要な外国籍の児童生徒の状況を見ていくこととします。

■ 日本語教育が必要な児童生徒の受入れ状況

文部科学省は、5月25日、「日本語教育が必要な児童生徒の受入れ状況に関する調査〔令和7年度〕」の結果を公表しました。この調査は、令和7年5月1日現在で、全国の都道府県及び市町村の教育委員会1,788を対象に実施されました。この調査における「日本語指導が必要な児童生徒」とは、日本語で日常会話が十分にできない児童生徒、もしくは、日常会話ができても学年相当の学習言語が不足し学習活動への参加に支障が生じている児童生徒を指すものとされています。調査結果の概要は、次のとおりです。

〔調査結果の概要〕

I 日本語指導が必要な児童生徒の在籍状況

○日本語指導が必要な児童生徒数は、公立学校において、84,759人（前回の令和5年度調査より22.6%増）で、うち外国籍の児童生徒数は73,313人（前回調査より27.0%増）となった。

○公立学校の課程別に見ると次のとおり。

—小学校・・・54,888人

- 中学校・・・20,681人
- 高等学校・・・7,313人
- その他・・・1,877人

○日本語指導が必要な外国籍の児童生徒を言語別(日常生活で使用する言語別)にみると、中国語が最も多く、次にポルトガル語となっている。

- 中国語・・・・・・・・17,821人
- ポルトガル語・・・11,933人
- フィリピン語・・・9,709人
- ベトナム語・・・6,014人
- ネパール語・・・5,100人

II 指導の状況

○日本語指導が必要な児童生徒のうち、学校において特別な配慮に基づく指導を受けている人数は75,060人(88.6%)で、前回調査より13,006人増加(前回は62,054人、89.8%)。

※特別な配慮に基づく指導とは、在籍学級や放課後を含む学校として何らかの日本語指導が行われていることを指している。

○特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒に占める「特別の教育課程」による日本語指導を受けている人数は、義務教育段階で、52,725人(前回調査より8,416人増加)、高等学校段階で、947人(前回調査より702人増加)となっている。

III 進路状況等

○日本語指導が必要な中学生等の進路状況は、公立校において、高等学校等への進学者4,768人で、卒業者5,383人に占める進学率は88.6%(前回は90.3%)。

○日本語指導が必要な高校生等の進路状況〔公立〕

- ・ 大学等への進学者544人で、卒業者1,320人に占める進学率は41.2%(前回は46.6%)(全高校生等75.0%)。
- ・ 就職者における非正規就職者は267人で、就職者538人に占める非正規就職率は49.6%(前回は40.3%)(全高校生等6.5%)。
- ・ 進学も就職もしていない者は172人で、卒業者1,320人に占める率は13.0%(前回は11.8%)(全高校生等6.8%)。

<詳しくは>

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/09/1421569_00007.htm

☆-----☆

◆◆ 《「厚生省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

■2026年5月6日発行 人事労務マガジン／定例第187号 ■

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_72914.html

■2026年5月19日発行 人事労務マガジン特集第244号 ■

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_73266.html

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

..... 民紹協からのお知らせ

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型（リアル開催）】

- ◇宮城：8/21（金）
- ◇東京：6/15（月）、7/6（月）、7/13（月）、8/3（月）、8/24（月）
- ◇愛知：6/26（金）
- ◇大阪：6/24（水）、7/24（金）、8/28（金）
- ◇福岡：7/3（金）、

【オンライン】

- 6/17（水）、6/23（火）、6/29（月）、7/1（水）、7/8（水）、7/10（金）、7/15（水）、7/17（金）、7/22（水）、7/27（月）、7/29（水）、8/1（土）、8/5（水）、8/7（金）、8/17（月）、8/19（水）、8/26（水）、8/31（月）、9/2（水）、9/4（金）

